

副本



平成30年(ワ)第9681号
名誉棄損等請求事件
原告 吉井康雄
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

平成31年3月20日

準備書面(1)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



(主任) 弁護士 寺内 則 雄



弁護士 板谷 直 樹



頭書事件について、被告らは原告準備書面(2)に対する認否・反論に関し、以下のとおり弁論を準備する。

記

第1 原告主張の不審な事実について

原告主張の不審な事実は、被告の経営事項(人事面あるいは教学面)に対する専ら原告の個人的意見を述べるものであって、本件名誉毀損事件との関連性はなく、個々の事実に対する認否は現時点では不必要であると思料する。なお、原告の主張する不審な事実は別件訴訟1の原告の意見・評価に関するもので、同訴訟は既に確定している(原告は同訴訟について再審の申立をしているようであるが、特任教員の

雇用期限は70歳までであり、原告は同年齢を超えているので、再審により特任教員の地位にあることの確認を求めることの再審はできないものと思料する)。

第2 求積明に対する積明について

本件事件との関連性は不明であり積明の限りでない。なお、被告大学では特任教員を希望すれば100%採用される慣行は存しないことを念のため指摘しておきたい。

第3 原告主張の本件損害賠償の要件事実について

1 原告は、本件事件における要件事実は、NO1～NO29と、NO30～NO34共通のものである旨主張する。しかし、同主張を善解するとしても、NO1～NO29の事実に基づく損害賠償請求権は、原告が被告大学において勤務中の2003（平成15年）2月から2013年（平成25年）1月までの間に生起した事象で、原告は、生起当時民法724条の「損害及び加害者を知っていた」ので、既に消滅時効により消滅しており、またNO30～NO35の事実による損害賠償請求権を基礎付ける間接事実（背景事実）と解せられるとしても、NO1～NO29は専ら別件訴訟に関係する消滅時効にかかる事実であって、NO30～NO35の要件事実と共通するものとは言えない。

2 原告のNO30～NO35の具体的事実として主張する準備書面（1）の添付資料13～15にかかる事実に対する認否は以下のとおりであるが、名誉毀損の要件を充足していないことの法的主張は追って明らかにする予定である。

① NO30の、被告大学が、2015（平成27年）2月24日に「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為についてと題する文書」（乙2）を公示したのは「虚偽で原告の社会的評価を低下させるもの」で名誉毀損であるとの点は否認する。因みに同文書は「訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係諸個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。また、本学は、適正、妥当な判断と手続により関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存であります。」旨明らかにした原告の被告大学に対する名誉毀損等の行為に対し、その対処を明らかにしたものにすぎず、名誉毀損に該当しない。また原告は上記公

表の事実を公表時に知っていたのであるから、本件損害賠償請求権は少なくとも2018年（平成30年）3月には時効により消滅している。なお、原告は「社会的評価を低下させるもの」の具体的にどのように低下させるものであるかという具体的内容について釈明しないので、再度釈明を求める。

- ② NO31の、別件訴訟2において提出された訴外田村理事の陳述書（同訴訟の甲28）に記載されている大学の進学を控えた孫娘から「お爺ちゃんの大学のワハラ事件は本当か？」との電話の記述が事実を伝えておらず、原告に対する名誉毀損に該当するとの点は否認する。
- ③ NO32の、別件訴訟2において提出された佐藤理事長の陳述書（同訴訟の甲27）の記載は偏った情報による原告に対する名誉毀損であるとする点は否認する。
- ④ NO33の、経営学部教授会で配布された訴外木村学部長作成に係る「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」文書（甲25）の「今般の吉井氏問題当時の検討委員会委員長：池島氏は自己に課された職務を忠実に執行したのみであると言える。一方、学部長：井形氏は控訴審判決のようなそしりを免れるためにも吉井氏問題について、学長：徳永氏との間でもう少し慎重な肌理の細かい議論をしておくべきであったと考える。」の記載は虚偽に充ちており、原告に対する名誉毀損であるとする点は否認する。
- ⑤ NO34の、経営学部教授会に配布された被告井形、同池島ら作成にかかる「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」と題する文書（甲23）は、甲2の判決を無視した虚偽事実を述べ、学長執行部や理事会に責任を転嫁するもので、教育者としての倫理観の欠如する情報であり、原告に対する名誉毀損であるとする点は否認する。
- ⑥ NO35の、別件訴訟3における被告北村の証言（証言調書＝甲18の27頁下から2行目～29頁上から15行目、30頁上から15行目～24行目、37頁下から5行目～最終行目、38頁上から13行目～16行目、43頁上から4行目～17行目）は被告大学の規程の趣旨から外れ、原告に対する名誉毀損であるとの点は否認する。

以上